

I 全国がん登録概要

1 長崎県のがん登録

- (1) 長崎県のがん登録は、がん患者の罹患状況等を正確に把握し、がん対策に資することを目的に、長崎市医師会が 1958 年から実施していた長崎市腫瘍統計事業を引き継ぐ形で、地域がん登録として「長崎県がん登録・評価事業」を 1984 年に開始した。医療機関からがん罹患情報を自主的に届出いただく以外に、医療機関へ出向きカルテからがん罹患情報を抽出する採録も行ってきた。あわせて長崎市医師会(現在の主体は長崎県医師会)によって 1974 年に開始された長崎腫瘍組織登録事業から病理診断が提供され、長崎県がん登録の精度向上に大きく寄与した。
- (2) 2016 年 1 月の「がん登録等の推進に関する法律」の施行により、全国がん登録が開始され、2016 年以降の症例については、長崎県がん登録・評価事業も、全国がん登録を構成する都道府県がん登録として実施されることとなった。

2 目的

全国がん登録は、がん医療の質の向上並びにがんの予防の推進のため、情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、がんの罹患、治療、転帰等の状況を把握し、分析することを目的とする。

3 対象及び客体

がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。)によりがんの初回の診断が行われたとして全ての病院及び指定された診療所(以下「病院等」という。)から都道府県知事に届け出られた者及び市区町村長から報告される死亡者情報票によって把握されたがんによる死者を対象としている。本報告は、2017 年に日本において診断された日本人及び外国人の事象を客体としている。

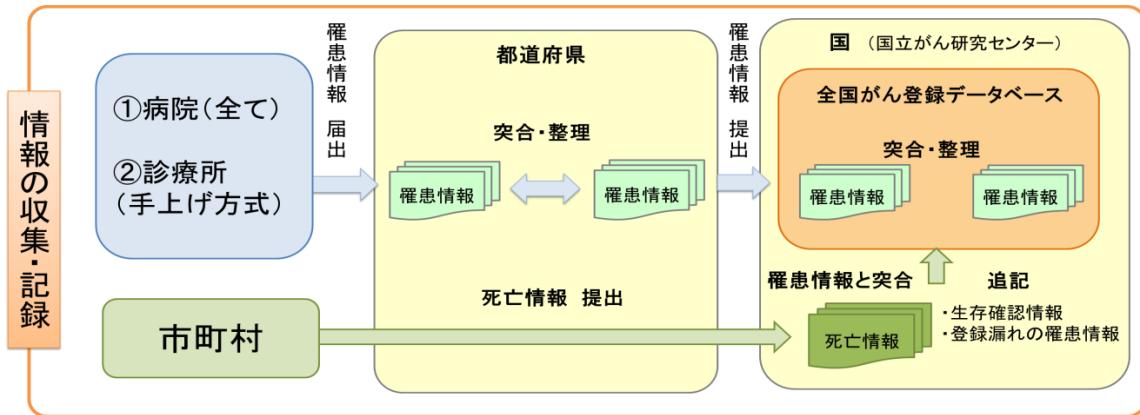
4 実施の期間

2017 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日

5 実施の方法

病院等の管理者は、届出対象となっているがんの診断又は治療をした場合に届出票を作成し、都道府県知事を介して厚生労働大臣に提出する。市区町村長は、死亡の届書(死亡届及び死亡診断書等)に基づいて死亡者情報票を作成し、都道府県知事を介して厚生労働大臣に提出する。厚生労働大臣は、提出された情報について照合等を行いデータベースに記録する。なお法第 23 条の規定によりこれらの厚生労働大臣の権限及び事務は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)に委任されている。

また、市区町村長による死亡者情報票の提出については、「がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について」(平成 27 年 11 月 24 日付統発 1124 第 1 号及び健発 1124 号第 2 号)において、人口動態調査の死亡票の作成及び提出することをもって替えることができるものとしている。



6 結果の集計

長崎県では、国立がん研究センターより提供された長崎県の集計表(本報告書のⅢ付表)及びデータに基づいて「Ⅱ 登録状況の概要」を報告する。

法第2条によって定められた届出対象となる疾患を、「国際疾病分類腫瘍学 第3版」により分類し、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に変換した統計分類によって集計している。

がん登録では、原発のがんを登録している。また、1人の人で、独立した2種類以上のがんが発見されることがある。その場合、それぞれのがんを独立して数えるため、延べ人数である。

(項目2~6は資料1に基づき、長崎県版に編集)